

第9回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会



5月19日、第9回任意合併協議会が開かれました。会議では、第6回会議で持ち帰り検討することとしていた埼玉清掃組合と埼玉葛齋場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針について報告・了承された後、議案として提出された次のとおりその調整方針が決定されました。

また新たに、2件が提案され、それぞれ持ち帰り検討することとしました。

◇岩槻市が加入している埼玉清掃組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。なお、岩槻市区域のし尿処理業務は、当該組合の施設を管理運営する団体に委託

一部事務組合等の
取扱い（埼玉清掃
組合及び埼玉葛齋
場組合）の調整方針

する方式で調整するものとする。
◇岩槻市が加入している埼玉齋場組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。なお、合併後2年間に限り、歴史的地域の係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該組合の齋場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができるものとする。

《提案された事項》
農業委員会の委員
の定数及び任期の
取扱い

岩槻市の農業委員会の選挙による委員である者のうち8人は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定を適用し、さいたま市農業委員会の委員の残任期間に限り、さいたま市農業委員会の選挙による委員として引き続

き在任する。この場合において、8人の選出については、岩槻市農業委員会の選挙による委員である者の互選により、さいたま市農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める。
岩槻市農業委員会の区域をさいたま市農業委員会の新たな一つの選挙区とする。

第10回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会

5月28日、第10回任意合併協議会が開かれました。会議では、平成15年度事業報告並びに決算のほか、第9回会議で持ち帰り検討することとしていた農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い及び新市建設計画素案（その2）の4件が議案として提出され、いずれも原案どおり決定されました。

新市建設計画素案
（その2）

◇新市建設計画素案の財政計画を策定しました（内容は8ページの財政計画の概要をご覧ください）。

